

## 第六編 福利増進施設

### 概説

農商務省編纂大正六年度「工場監督年報」の一節には、資本家の福利増進施設に就てくどくどしいが併し頗る穿つた、批評が載つて居る。即ち曰く「職工慰安の設備方法其他職工の待遇に關し職工不足に伴ふ吸收策として之に意を用ゆるもの少からず。就中寄宿職工を多數に使用する紡績織物、製絲等の大工場に於て特に然りとす。此等の工場は慰安の設備方法を撮影又は記述して職工募集の用に供すること少からず。但し慰安設備の改善、種々の優遇手段は主として職工吸收策として爲さるゝこと多く職工の福利を計り、又は能率増進を目的として之をなすもの尙極めて稀にして従つて職工優遇施設も永續的設備比較的少きを遺憾とす」と。今年度の施設を通覧するも相變らず此くの如き傾向は歴然たるものであつて慰安會若くは表彰式の如き一時的且形式的のものが多く

眞に労働者の利益の爲め其幸福を増進する目的に出でたるが如き精神の流露を見ることが頗る少ない。呪はれたる資本家の心理よ！

今本問題を取扱ふに當り之を（一）共済組合、（二）物資供給施設、（三）居宅施設、（四）賞與並に表彰、（五）娛樂施設、（六）保健設備、（七）教化設備の六項に分類して本年度の重要事項を叙述し、尙最後に附録として大阪府警察部の調査に掛かる大正八年末大阪府下諸工場の福利増進設備状況を載せ以て本編の結尾としやう。（福利増進設備の一斑については、大正九年版日本労働年鑑二三〇頁参照）

### 第一 共済組合

#### 鐵道現業員共済組合の改善

鐵道現業員共済組合は明治四十年五月から實施されて居るが從來は年金制度はなく、従つて掛金及政府の補助も低かつたが、本年四月一日より之を改正し、組合員よりは毎月給料百分の六を齎せしめ、政

府より給料百分の五を補助して左の如く新に退職及廢疾年金の制度を設定し且つ現行給付の範圍を擴張し新種類を増す等各般の點に亘つて改善を加へた。

一、公傷給付職務上の傷病に罹り不具廢疾に陥りたる時重傷者は終身年金を、輕傷者は一時金を給す。其標準は一等傷年金七ヶ月分乃至九ヶ月分、二等傷年金三ヶ月分乃至五ヶ月分三等傷一時金八ヶ月分乃至一年六ヶ月分、四等傷一時金一ヶ月分乃至六ヶ月分とす。

二、廢疾給付 廢疾給付は之を廢疾年金及特症金に分ち何れも公傷以外の傷病に對して給するものにして廢疾年金は加入後十年を経過し一肢以上の用を失ひ若は之に準ずる程度の不具に陥り又は特定の疾病の爲恒久的廢疾に陥りたる退官又は退職者に對し給料三ヶ月分以上六ヶ月分の終身年金を給し特症金は肺結核又は職業的疾病に罹り業務に耐へず退官退職したる場合に加入年數に應じ給料三ヶ月分以上一年分に相當する一時金を給す。

三、疾病給付 疾病給付は三種に分つ。醫療金は公務以外の傷病に對し其醫療費用の五割若は七割を補給す。休養金は休業治療に依る所得不能の日に對し日給の半額を給す産婦金は女子の分娩前後六週間を限り休業に因る所得不能の日に對し日給の半額を給す。



す。

四、退職給付 退職給付は之を退職年金、退職定期年金、退職一時金に分ち退職年金は加入後二十年を経過し年齢四十歳を超へ脱退したる場合に給料四ヶ月分の終身年金を給す。加入一年を増す毎に給料年額の百分の一を加給す。退職定期年金は加入十五年を経過して年齢四十歳を超へ脱退したる場合に給料三ヶ月分を十五ヶ年間給し、加入一年を増す毎に給料年額の百分の一を加給す。退職一時金は年金を受くるに至らずして脱退したる時平均掛金の元利合計に相當する額を給す。

五、遺族給付 遺族給付は之を遺族年金、遺族一時金、葬祭金に分ち、遺族年金は組合員公務上死亡したる場合に於て其加入年數に應じ給料三ヶ月分乃至四ヶ月分の年金を其配偶者、遺子、父母、祖父母の順位に依り輔給す。遺族一時金は公務に因らずして死亡したる場合其遺族に加入年金に應じ給料六ヶ月分以上一年六ヶ月分の一時金を給す。葬祭金は組合員死亡したる時其葬祭を營みたる者に公務上の死亡の場合は給料二ヶ月分、公務に因らざる死亡の場合は給料一ヶ月分を給す。

六、災厄給付 災厄給付は災害見舞金、家族見舞金、家族弔慰金に分ち、組合員にして水火震災等の災害に遭遇したる時は給料二ヶ月分以内の見舞金を、其家族疾病に罹りたる時は給料十日分以内の家族見舞金を、

家族死亡したる時は給料十日分以内の家族弔慰金を給するものなり。

因に此共済組合は創立以來十有四年を経今日にありては組合員數八年度末現在に於て十四萬二千六百二人に達し、而して収入支出の狀勢は左の如くである。

收 入(大正八年度)	
政府給與金	六八〇、六四四・〇七
組合員掛金	一、一九三、七二三・二九
預金利子	四六、七九五・八六
證券利子	二一二、九三六・一一
寄附金	八二〇・五五
雑 收 入	二〇、八四二・八三
計	二、一五五、七六二・七一
前年度繰越金	六、二九四、七三四・五二
合 計	八、四五〇、四九七・二三
支 出(大正八年度)	
公傷救済金	九〇九
疾病救済金	三六九、四五五・〇三
死亡救済金	一五〇、〇〇〇・二三
退職救済金	二、八九〇
養老救済金	一四八
雜費其他	四、六〇二・九
計	一、二五三、七〇六・六

(一人平均)

鮮人労働者共済會

朝鮮人労働者共済會は京都帝國大學經

濟學部學生李氏外數名の發起で五月十五日、吉田町帝大基督教青年會館で發會式を舉行したが會員は京都在住鮮人労働者千六百名中二百名入會した。其の主なる目的は會員相互の親睦を圖り失業者の職業紹介を爲し、且會員の品性の向上を圖るにあるが同會は發會式舉行と同時に失業者救済の爲に大活動を開始した。

東京市電氣局の共済組合

設立

東京市は電氣局従業員優遇の爲め、共済組合條例を設定すべく電車賃値上案と共に同一調査委員に附託中であつたが、遂に市會を通過し、内務大臣の許可を得て八月一日、條例規程、施行細則等を公布した。

それに依ると東京市電氣局共済組合は組合員を普通特別の二種に分ち、普通組合員とは雇員、車掌、運轉手、信號人、轉轍手職工、工夫、給仕、小使、雜役人等を含み特別組合員とは、前記従業員以外の職員にして市長の定むる所に依つて加入したる



ものを云ひ、而して組合員は毎日給料の百分の二を納入するの義務を有する。次に組合

事業は救済金の給與、醫療、相互救済及び福利の増進を目的とする活動である。給與は(一)公傷、(二)疾病、(三)災害、(四)死亡、(五)妊娠、(六)退職養老等に分ち、各事情に依り給料二年以下、又は三年以下に當る金額を給與する。既に九月下旬迄に之等の給與金は約一萬圓に達したから、今後は之等給與金のみでも一ヶ月一萬五千圓以上に上らうと豫測されて居る。組合には評議員三十名、組合長一名、常務委員四名、事務長一名の役員を置くことになつてゐる。

### 警察官の共済組合

本年三月二十一日の警察官救済の勅令に基き其施行細則を作成し、内務大臣の監督の下に内務次官を組合長に、衛生、警保、地方各局長其他各府縣知事を顧問とする警察共済組合を組織し、十月一日から實施する事となつた。今其内容を略記すれば左

の如くである。

- (一)組合員は警部補以下巡查及び判任官待遇の消防手
- (二)財源は組合員の月俸の百分の二を積立て之と同額を地方費から補助して之に當てる
- (三)救済法は、イ、醫療金(實費の八割)、ロ、死亡給與金、本人は月俸六ヶ月、家族は月俸二分の一)、ハ、疾病給與金(月俸六ヶ月分)、ニ、罹災給與金(同一ヶ月分)、ホ、脱退給與金(勤続年限により總掛金額の四割乃至八割)の五項目とする。尙將來は財源を運用して救済に必要な病院、住宅供給、購買組合等の施設をも爲す方針であるといふ

### 逓信省共済組合の擴張

逓信省では雇傭員の増加近年著しきものがあるので從來の共済組合規則を改正して組合員の範圍及救済の種類を擴張し、且つ新に年金制度を設定した。今之を略説すると組合員の範圍は從來一、二等及特定三等局の雇傭員に限られて居つたのが今回の改正規則に依つて、全國七千の普通三等局。員を全部加入せしむることとなつたので其數は四萬人から一躍十五萬人の多數に上つた。次に從來救済給與金の種類

が傷痍、疾病、療養、災害、死亡、脱退、勤続及醫療給與金の八種であつたが、今回新に殉職給與金、廢疾年金、退職年金及遺族扶助金の四種を加へた。而して政府の補給金額は從來の廿萬圓から一躍百五十萬圓に増額された。其他尙種々の點に於て改正されたが其主要なるものは、前述の普通三等局員の加入及年金制度の創設であつて、これは從業員一般の希望に副ひ、組合員の生活の安定を保障すること大である。尙此共済組合改正規則は、十月四日の官報で發表され十月一日から實施された。

### 徳島縣下の共済組合

徳島縣下に於ける工場法適用工場數は百五十餘、職工數約一萬に達せるに拘らず其職工共済組合を組織して居るのは、僅々四工場で加入職工數亦八百餘名に過ぎない有様なので縣當局では時勢に鑑み各工場に之が組織を奨励すべく先づ同組合に關する一定の準則を作成して今後工場に於て同組合を組織する場合の参考に供



せんと計畫中である。

### 大日本紡績の修齊會設立

(これは共濟會に非ざるも便宜上茲に收める)

大日本紡績株式會社では、同社の現業員

及び嘗て従業員たりし者並に其家族の慰籍、救濟及教養等を爲すの目的を以て同會の寄附金四拾萬圓及び其他の寄附財産等を基本金として財團法人大日本紡績修齊會を設立し十二月九日に設立登記を了

### 東京府下各工場共濟組合の狀況(大正八年八月末現在)

#### 組合員數

工業別	工場數	組合員總數
染織	一五	六二、八二四
機械器具	三五	二九、五三九
化學	一四	三、五一三
飲食	二	一、一三七
雜物	一六	二、八〇四
計	八二	九九、八一七

#### 役員

役員の構成及任期に關しては別項各工場の事例中に之を掲げさりしも規約其他報告に依り五十八組合に就き調査するに左の如し

#### イ 組合長(調査組合數五八)

區別	染織	機械器具	化學	飲食	雜物	計
工場主、重役、管理者及是等該當者に定めたるもの	一一	一九	一〇	一	七	四八
工場主、重役、管理者及是等該當者の選任に依るもの	二	一	一	一	一	六
理事の互選に依るもの	一	二	一	一	一	六
組合員の選舉に依るもの	一	一	一	一	一	五
社長、重役又は會員の適當と認むる者を會員中より推戴するもの	一	一	一	一	一	五
定めなきもの	一	一	一	一	一	五
不明のもの	一	一	一	一	一	五
計	一四	二五	一一	一	七	五八

#### ロ 其他の役員(會長を除く理事、評議員、委員等)(調査組合數五八)

區別	染織	機械器具	化學	飲食	雜物	計
工場主、重役、管理者及是等該當者の選任に任るもの	七	一〇	八	一	五	三一

#### 組織

工業別	重役以下職員、職工を以て組織せるもの	職員と職工	職工と特種の職工	計
染織	三	六	二	一五
機械器具	五	二	一	三五
化學	三	一	一	一四
飲食	一	一	一	三
雜物	一	一	一	三
計	一三	三三	二	八二

一部は工場主、重役か選任  
 一部は組合員互選のもの  
 組合員の選挙に依るもの  
 各係長及會長指名のもの  
 組長又は其互選に依るもの  
 定めなきもの  
 不明のもの

ハ 役員ノ任期(調査組合數五八)

計	不明のもの	定めなきもの	組長又は其互選に依るもの	各係長及會長指名のもの	組合員の選挙に依るもの	一部は組合員互選のもの	一部は工場主、重役か選任
一四	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	二	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一
計	五八	一三	二	一	一	一	一

組合員醸出金の割合又は金額

計	日給半日分未滿	日給半日分以上(月收卅分)	日給一日分以上(月收卅分以上)	日給一日分以上(月收卅分以上)	日給一日分以上(月收卅分以上)	日給一日分以上(月收卅分以上)	日給一日分以上(月收卅分以上)
一五	一	一	一	一	一	一	一
三五	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一
八六	一	一	一	一	一	一	一
計	二六	七	二	二	四	二	二

福利増進施設

備考 本表数字の調査工場數に符合せざるは二個以上の事項に該當せるものあるに由る

工場主補給額

補給額	別	染織	機械	化學	飲食	雜	計
同	三分の一	一	一	一	一	一	一
同	二分の一	一	一	一	一	一	一
同	半額以上	一	一	一	一	一	一
年五百圓未滿		一	一	一	一	一	一
年五百圓以上千圓未滿		一	一	一	一	一	一
年千圓以上五千圓未滿		一	一	一	一	一	一
年五千圓以上一萬圓未滿		一	一	一	一	一	一
年一萬圓以上		一	一	一	一	一	一
一定しあらざるもの		一	一	一	一	一	一
補給せざるもの		一	一	一	一	一	一
醸出額と同額		一	一	一	一	一	一
其他		一	一	一	一	一	一
計		一五	一六	一四	一三	一五	八二

共濟事項

共濟事項別	染織	機械	化學	飲食	雜	計
傷病	一	一	一	一	一	一
死亡	一	一	一	一	一	一
産婦	一	一	一	一	一	一
災害	一	一	一	一	一	一
勤續	一	一	一	一	一	一
脱退	一	一	一	一	一	一
結婚	一	一	一	一	一	一
傳染病流行交通遮斷の爲休業するとき	一	一	一	一	一	一
計	一五	一六	一四	一三	一五	八二



其 務に服する とき	他	四 二〇	六 六	一 一	二 一	四 一
隨海軍の召集に應じ兵役義務に服するとき	五	六	六	一	二	一
計	五	六	六	一	二	一

基金

金 額	別	染織	機械器具	化學	飲食	雜	計
五百圓以上千圓未満	一	一	六	一	一	七	二〇
千圓以上二千圓未満	二	三	二	一	一	五	一〇
二千圓以上五千圓以下	三	五	一	一	一	一	一〇
五千圓以上一萬圓未満	一	二	三	一	一	一	七
一萬圓以上五萬圓未満	五	二	一	一	一	一	八
五萬圓以上	一	一	一	一	一	一	五
無きもの	一	一	一	一	一	一	五
不明のもの	一	一	一	一	一	一	五
計	一五	三五	一四	二	一六	八	八二

共済金一ヶ年支出額

支 出	金 額	染織	機械器具	化學	飲食	雜	計
五百圓以上千圓未満	一	一	三	一	一	一	四
千圓以上二千圓未満	一	七	一	一	一	一	一〇
二千圓以上五千圓未満	四	四	二	一	一	一	一〇
一萬圓以上	三	二	一	一	一	一	五
計	一五	三五	一四	二	一六	八	八二

第二 物資供給施設

東京府下工場内日用品供給狀況

東京工場懇話會は、工場従業員に對する 二十日書面を發し七月二十日迄に回答を日用品供給設備に關する調査を爲す目的 得たもの二百三十四工場に就き調査したるに左の如き結果を得た。

組合設立年次

年次	染織	機械器具	化學	飲食	雜	計
明治三十五年以前	一	四	一	一	一	六
同 三十六年以降四十年迄	二	一	一	一	一	六
同 四十一年以降四十五年迄	三	四	二	二	四	一五
大正元年以降五年迄	三	一〇	二	一	二	一七
同 六年以降七年迄	六	八	五	一	五	二四
同 八年一月以降	一	八	三	一	三	一四
計	一五	三五	一四	二	一六	八二

愛媛縣内職工共済會成績調査(大正八年末調)

共済組合數	二〇
共済員數	七千三百七十七名
內譯	男一千九百一十一名 女五千四百六十六名
共済人員	二千九百〇二名
內譯	男一千一百七十一名 女一千七百三十一名
共済支出金額	七千一百七十一圓九十八錢
內譯	男三千八百八十一圓二十一錢 女三千九百九十四圓七十七錢
一ヶ年中會員掛金	一萬〇四百七十二圓九十九錢
工業主其他寄附金	八千三百四十四圓五十五錢
年末現在資産	一萬九千〇八十一圓四十錢八厘
平均一人共済支出金額	二圓四十七錢一厘

## 一、日用必需品供給施設有無調

調査工場二三四中、供給施設のあるのは五二で二割弱、施設のないものは一八二であつて七割強に當り、業體別によれば調査工場數に比し染織工場最も多く雑工場が最も少ない。今之を表示すれば左の如くである。

業體別	調査工場數	施設あるもの	施設なきもの
染織	四二	一七	二五
機械器具	九四	一四	八〇
化学	四五	一四	三一
飲食物	七	四	三
雑別	四五	三	四二
計	二三四	五二	一八二

## 二、従業員數

従業員總數十萬八千中、供給施設ある工業の従業員數は六萬、同施設なき工場の従業員數は四萬八千であつて、而して前者六萬中實際物品の供給を受くる人員は約四萬三千餘であるから約半數は供給を受くる者と見ることが出来る。而して其大部分

は染織工場に於ける従業員である。尙此供給事務に従事してゐる人員は専任に百六(一工場平均二名)兼任百二十一(一工場平均二名)である。

## 三、供給施設の組織

調査工場五十二の中、工場内に於て産業組合法による購買組合を設けたものはない。唯品川白煉瓦、森永製菓、日本ペイント、三共、明治電氣、東洋製菓、内國製藥各株式會社及明治護謨製造所の八工場は聯合して有限責任品川工業購買組合を組織して居る。外に任意の組合組織のものが二工場にあるのみで其他は何れも工場が所屬従業者に直接配給して居る。

## 四、供給事業開始年次

明治四十四年以前に開始したものは、七工場あるのみで其他は多く大正六年以降の開始に係り、大正八年は一舉にして二〇を算してゐるのは特に物價騰貴の最も激しかつたのに因るのであらう。本年調査以前に開始したのは四である。

## 五、物品賣却價格調

(調査工場五二)

物品賣却價格は左表に示すが如く、一般に市價より安きを原則としてゐるのは勿論である。而して其割合は大凡市價の一割乃至二割引位と見て差支ない。

種別	原價にて安く賣るもの	市價より安く賣るもの	市價にて安く賣るもの	原價又は市價より安く賣るもの	不明
染織	六	四	一	五	二
機械器具	四	九	一	一	一
化学	四	一〇	一	一	一
飲食物	一	四	一	一	一
雑別	二	一	一	一	一
計	一六	二八	一	五	二

## 六、效果

該施設に關し其效果如何並に將來の希望等に就て回答書から摘録したるものによると、便利又は成功と思ふもの五、不便又は失敗と思ふもの四、將來實行し度しと云ふもの五であるが、其他に尙主として會社の利益若は便利のみを考慮し従業員に對する深切なる温情すら持つてゐない固陋な工場が相當に多い。それらの人々は



自ら階級間の闘争を激甚ならしむるものであるとの非難を甘受しなければならぬ。

大阪市電鐵部の「被服縫

工所」設立

大阪市電鐵部では現業員の被服は從來請負として居たが之を直營とし社會政策

的意味を以て現業員の家族の手で裁縫せしめる事に決定して種々準備中であつたが梅田車庫の南手に「被服縫工所」(倉庫とも百二十坪)を設けて七月一日から作業を開始した。所長の下に技手、男工五名、女工三十名を置いて居るが女工は何れも現業員の家族から志願者を採用したのである。

る。作業は毎日午前七時より午後五時まで年中休みなく十臺のミシンは、電動機によりて動かされ冬服、夏服、外套、作業服を取混ぜ一ケ年に一萬着(此價格十六萬圓)を作る豫定であるが、之だけ出来れば現業員の被服支給には支障無いと云ふ見込である。

愛媛縣内工場物品販賣施設一覽

(大正八年末調)

開始年月日	購買者概數	配給品名	配給價額	配給日時	販賣額	附記	所在地	配給所名
明治四十五年	八七七	白米	(特價) 市價より 安値)	毎月二日、 九日、十六 日、二十一 日の四回	一一、八二八、〇〇〇		松山市	倉敷紡績株式會社 松山工場配給所
大正三年三月	五三〇	化粧品、履物を 主とし婦人用日 用品	市價に比し 一割五分乃 至二割安價	從業時間外	六〇〇、〇〇〇		今治市	阿部株式會社 配給所
大正七年四月	四五〇	同	市價に比し 約一割以上 安價	夜間十一時 迄	一、九一一、六七五		同	今治紡績株式會社配給所
大正五年九月	四五〇	化粧品、筆墨紙 履物、女工用器 具	市價より二 割方安價	從業時間外	三〇〇、〇〇〇		同	愛媛綿布株式會社配給所
大正七年四月一日	二三五	同	市價より一 割以上三割 安價	制限なし	三四一、八二五		同	日本ラミー紡績株式會社 今治工場 配給所



大正五年	三六二	白米、麥、雜穀、清酒、醬油、味噌、糖、炭、化粧品、日用品、其他一切	特價の三分の一位の安	毎日午前八時より午後三時迄	六五、六八〇、〇〇〇	工業主より一ヶ年六ヶ月補助	新居郡新居濱町	住友肥料製造所配給所 同調度課精米所配給所
同	五三	同	同	同	二、九三六、四五〇	工業主より一ヶ年補助	同	同
大正六年九月六日	二五〇	化粧品、文具、品履物、其の他雜貨	市價より一至二分安價	休日は終日其の他は休憩時間 毎日午前十時より午後三時迄	一、〇五〇、〇〇〇	工業主より一ヶ年補助	同	西條織布株式會社配給所
大正八年	一〇二	米、麥、醬油、砂糖、其の他日用品一切	市價より一至二分安價	毎日午前十時迄 午後四時迄	一、二〇九六、四三〇	同	同	關西捺染株式會社配給所
大正七年六月	一六四	化粧品、筆、墨、紙履物、其他	市價より一至二分安價	制限なし	一七、〇三〇	工業主より一ヶ月補助	西宇和郡双岩村	攝津製糸合名會社配給所
大正七年十月	二、五〇〇	白糖、麥、醬油、酒、砂糖、炭、化粧品、其の他日用品一切	市價より一至二分安價	毎日午前六時より午後七時迄	一〇七、一二〇、六四〇	工業主より一ヶ月補助	同	東洋紡績株式會社 川之石工場配給所
大正八年十二月	五三五	筆、墨、紙及化粧品	市價より一至二分安價	毎月五、十、十五、二十、二十五、三十、三十日の六回	四、一一八、〇九五	工業主より一ヶ月補助	北宇和郡八幡村	南豫製糸株式會社配給所
大正七年四月	五六	白米、外米、麥、糯米	市價より一至二分安價	毎日午前六時午後九時	二五二、五八〇	同	同	日本酒類釀造株式會社配給所
大正九年一月	二〇〇	筆、墨、紙、化粧品、其他日用品	市價より一至二分安價	同	同	同	新居郡中萩村	飯尾製糸場販賣所
大正八年八月	不詳	米、麥、薪、炭、味噌、醬油、砂糖、茶、其他食料品、一般日用品、雜貨	不詳	不詳	不詳	不詳	松山市	伊豫鐵電社友會共濟組合

計 六、七六四

二〇九、二五二、七二五

十五工場 十四配給所

福利増進施設

### 第三 居室施設

(「住宅問題」篇参照)

#### 労働者保護會の労働ホテル

東京市淺草區淺草町六十三番地労働者保護會では昨夏七月、六千圓を投じて木造二階建七十五坪の日本館を建築して労働者の娯樂所とし將棋、書籍等を置いて専ら慰安方法を講じて來たが其後同館を改修し階下は客冬廿八日から東京府の公設市場に提供したと同時に階上を労働ホテルとして安價に宿泊せしめる事とし二月三日午後三時其開館式を舉行し、午後四時半から労働者の收容を開始した。此ホテルは百二十疊の大廣間で約百五十人收容出来る。夜具は一人一枚の所謂柏餅制度で一泊(食事なし)八錢、尙夜具を餘分に要する者は一枚に付三錢宛を徴收する。同會幹事の語る所によれば此宿泊所は、大體に於て諸所に散在する無料宿泊所と大差ないが、全然無料とは餘りに労働者の人格を無視した遺口であるから實費だけ受ける事にしたのであると。

#### 八幡製鐵所の大合宿所建設

八幡製鐵所にては職工漸次増加し、大藏職工養成所も亦人員増加し爲に三百人を收容せる同宿所では、狹隘なる爲め將來の職工住宅不足を見越し、現在の養成所前に昨年來大埋立工事を爲し、基礎工事より引續き建築に取掛つたが工事は着々進捗し豫定通り六月末に全部竣成した。此合宿所は建坪三百坪の二階建西洋館で八疊八十六室あつて、優に六百人の職工生徒を收容出来る。

#### 箱根の職工別荘

星製藥株式會社社長星一氏は其經營する會社の男女職工約一千人の爲めに箱根強羅に三萬圓の費用を投じて、地坪六百八十坪建坪二百五十坪の廣大な職工別荘を建築し夏期には職工と共に其家族をこゝに避暑せしめることにした。

#### 集配人の寄宿舍

東京遞信局では各郵便集配人を寄宿舍

に收容するの必要を認め曩に牛込、日本橋二局に之を設けたが十月更に京橋局の爲めにも同區月島に之を新設し、更に各局にも及ぼす筈であると云ふ。之等の寄宿舍には雜費として五十錢乃至一圓を徴收するだけで一切無料で宿泊せしめるのである。

#### 太田氏の労働寄宿館建設

東京深川西町と本所若宮町とに無料宿泊所を經營してゐる代議士太田信治郎氏は、豫て労働寄宿館の建設計畫中であつたが十月末愈、三十萬圓を投じて工事に着手する事に決定した。工事は敷地三百五十坪、百五六十名を收容する労働館と百五十名の子供を收容する保育場と浴室其他で總建坪二百五六十坪、館内には無料代書、人事相談所等を設け、宿泊料は一夜五錢位食事も至極安價に賄つて収入の少い下級労働者の爲に理想的寄宿館を建設すると云ふ。

#### 東京府の労働會館新設案

東京府産業部では労働者の福利増進施



設の一として、最初は百八十萬圓の豫算を以て汪子、大井及本所(若くは深川)の三個所に労働會館を新設することを立案したが内二ヶ所は査定會議で削られ、深川に一館だけ六十萬圓の豫算で作る事に縮小して十一月中旬の府參事會に懸けた所が固陋な異見が多く三年間繼續事業と決定された。愈々府會に於て如何なる最後の決定を見るか前途頗る心細い状態にある。今計畫された會館の内容を見るに敷地八百五十五坪で二階建煉瓦造り階上階下とも三百坪とし、其他に八十四坪の浴場と四十四坪の室内運動場とが平家建で添へられ、尙テニスコートも出来る筈。而して本館の階下には治療室、新聞圖書閱覽室、娛樂室、喫煙室、康賣所、應接室、事務室、食堂、調理室等あり、階上は二ヶ所の教室と教師室と大講堂とから成る由である。

宅の供給を爲す工場敷は五十一、其戸數は五千八百五十六戸、而して職工總數三萬九千三百五十五人の中、本住宅を利用する者は七千九百四十五人で、即ち總數の二割に過ぎない。而して供給住宅の最も多いのは左表に見よ。

工場	戸數		一尺建坪		家賃		職工總數		本住宅を利用する職工	
	平家建	二階建	最大	最小	最高	最低	男	女	男	女
鐵工及諸機械	二、三五	七〇	二、四〇	四、〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	七、一七五	一、一五〇	一、九七〇	四、〇〇〇
燐寸	一、三三	二	二、四〇	二、〇〇	三、五〇〇	七〇〇	六、三三〇	一、〇七三	一、〇一	一、四三
紡績	二、〇六	一、三三	二、六〇	二、〇〇	一、一五〇	四、五〇	四、七四五	一七、六〇〇	二、〇四一	一、六九三
織物	一、七	一、四	四、七五	六、三五	八、八〇〇	一、〇〇〇	七〇一	一、三八五	五、五	三、五
製絲	一、三	一、六	二、〇〇	三、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一九七	一、六四三	六	六
製油	三、九	一	一、三〇	七、七五	五、〇〇〇	五〇〇	三〇〇	三	二、五	二、六
硝子	九	一、四	一、三〇	一、〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四九	一、四	二、九	二、〇
陶器	五	三	三、〇〇	五、〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、四七	一、四一	八〇	五〇
紙	一、五	三	一、五〇	六、〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二四	三、〇〇	三、一	三、〇
其他	二、八	二	二、七〇	五、〇〇	三、三〇〇	八、五〇	一、〇一一	一、六	三、〇	三、〇
計	五、四二	三、四	四、七五	一、〇〇	二、五〇〇	二、三〇	一七、三三	三、〇四二	五、五、六	二、三、五

同じく職工に對し寄宿舎を設くるものは六十二工場であつて、其總坪數三萬二千五百十三坪、收容人員は二萬六千五百八十一人である。而して寄宿舎の最も廣大にし

口 寄宿舎

兵庫縣下各工場職工居宅  
施設の状況(大正八年末現在)  
イ 戸別住宅  
兵庫縣下二百四十二工場中職工に住

て收容人員の又多いのは、紡績工場であつて、織物工場之に次ぐ。次に賄料は製油工場の一日に付五十錢を最高とし、燐寸工場の同じく五錢を最低とする。即ち詳細は左表の如くである。



工場種別	建坪		收容人員		賄料	
	平家建坪	二階建坪	男	女	男	女
鐵工及諸機械	二、二四〇・七五	三、九三・二五	一、三三四	一	一ヶ月 三、三〇〇	〇・五〇
燐寸	二一〇・五八	五・六四	三	一	一日 〇・五〇	〇・五〇
紡績	六、七三六・三三	一一、三四七・〇〇	一、二一九	一四、七三四	一日 〇・九三	〇・五五
製絲	一四三・五〇	三、七二・六〇	二九九	四、二〇一	同 〇・六〇	〇・三〇
織物	三、七七一・五五	一、七四七・一〇	二五二	三、二三五	同 〇・八	〇・三六
製紙	一九四・五〇	一八六・〇〇	二五	三	同 〇・三〇	〇・三〇
製油	一五・七五	—	七	—	同 〇・〇〇	—
硝子	七五・七五	—	五八	八	同 〇・三〇	〇・八〇
其他	五三・〇〇	六九四・八七	六〇三	二九	同 〇・三〇	〇・三五
計	一四、三六五・六	一八、一四七・四六	四、三一九	三、三三三	一日平均 〇・九〇	一日平均 〇・七〇

### 第四 賞與並に表彰

#### 一 賞與

#### 東京市電氣局の賞與金

東京市電氣局では、六月廿六日電車課各出張所を経て六千五百名の車掌、運轉手申在職四ヶ月以上の者四千九百十七名に對し總計四十三萬圓の賞與金を交附した。最高百四十三圓で之を貰つた者は十數名、而して平均六十圓であるから昨年の最高六十圓位に比しては非常な増加である。

#### 吳工廠の臨時手當

吳海軍工廠では六月廿八日の職工工賃渡日に總額約三十萬圓の臨時手當を支給したが、其配當は一ヶ年勤續者には二十五日分、一ヶ年以下には二十五日分以下三日分以上の割合である。

#### 八幡製鐵所臨時手當増額

七月十二日を以て支拂はれた製鐵所職工の給料は、百十八萬千八百五十一圓八十七錢、外に養成所徒弟給料三千八百五十五圓十九錢で、總計百十八萬五千七百七圓六錢に達し之を六月分の二給料總額九十六萬九千七百三十四圓四十錢に比すれば實に

二十一萬六千七十二圓六十六錢の増加である。各工場の平均給料から見れば六月分の最高額は轉爐の七十二圓八十一錢であるが七月分では矢張轉爐で八十八圓五十七錢といふ實に十五圓七十五錢の大増加を示してゐる。此外八十圓以上に相當するものは建築の八十三圓六十七錢、鐵道八十一圓十四錢、第二汽罐の八十四圓、東田の八十五圓五十七錢、木型の八十二圓二十七錢、石灰の八十三圓五十一錢、混銑の八十二圓八十錢等であるが最低額では六月分で庶務部の四十一圓三十二錢であつたのが、七月分で同じく庶務部の五十二圓十九錢であるが之又十二圓九十七錢の増加である。而して全總平均額は六月分六十圓四十錢であつたが七月分では七十二圓九十錢となつて十二圓四十八錢の大増加である。之は本年始めて支給された臨時手當増額即ち中元賞與として日給十三日半分宛を支給された結果である。製鐵所では職工の内最高者は今月は二百三十圓餘りの収入があつて先月よりも五十圓程の増収で



ある。

### 所澤飛行場職工の賞與

所澤飛行場内補給部では十一月廿八日、八百餘名の職工に對し六ヶ月以下五割、八ヶ月以上十割、一ヶ年以上二十割の賞與を發表した。

### 名古屋鐵道局の賞與

鐵道省の下半年賞與は現業、高等官、書記、技手が給與年額の一割一分五厘、鐵道手、雇員が同八分、傭員が同四分、囑託が同一割一分五厘を基礎率としてそれ／＼手心を加へることになつて居るが、名古屋鐵道局では十二月十五日年末賞與として、判任官千百一人に十四萬四百二十八圓二十錢、鐵道手雇員七千三百六十二人に三十七萬五千八百五圓、傭員一萬四千一人へ三十五萬六千九百圓、總計人員二萬二千四百六十四人に總金額八十七萬二千二百五十二圓二十錢を與へた。

### 大阪市電從業員の年末賞與

大阪市電從業員の年末賞與は、十二月十九日午後二時各車庫に於て一齊に手渡された。現業員の中運轉手、車掌總計二千三百九十餘人監督三百七人に對し最低二圓二十錢から最高三圓二十錢までの日給を標準として勤続年限、勤務成績等に據り三種に分類し甲は日給の三十日分、乙は廿五日分、丙は二十日分を給與された。

### 補遺

以上に例示した賞與の外、一定以上の仕事に對する賞與、勤続賞與、臨時賞與等各種の賞與は多くの工場が行ふ所であるが、凡て夫等は省略する。又次に述べる表彰は勤続職工に對するものが主であつて、之れ亦各工場及び同業組合等が殆んど年中行事の如く行ふ所であつて一々之を列擧する暇がないから唯單なる例示に止める。

### 二 表彰

#### 岐阜縣工場會の表彰式

岐阜縣下の工場法適用工場主の團體な

る岐阜縣工場會は五月十三日、縣下各工場の勤続者十三名、及特別表彰者一名都合十四名の表彰式を舉行した。

#### 石川縣模範傭人表彰式

第九回石川縣模範傭人表彰式は六月廿八日縣會議事堂に於て舉行し、被表彰者一等二名、二等十四名、三等二十名合計三十六名に對し土岐知事から表彰、河崎勸業課長から賞金（一等七圓宛、二等五圓宛、三等三圓宛）を授與した。

#### 小倉市工親會の表彰式

小倉市北九州工親會は十月廿四日、市外砂津小倉高等女學校に於て秋季大會を催し同會第一回勤続職工表彰式を舉行し、四十三名の表彰者（中三十年勤続者一名、二十年以上十二名）に對し表彰狀及び金、銀赤銅のメダルを贈與した。

#### 八幡製鐵所の勤続職工表彰

八幡製鐵所では十月十八日、大藏職工養成所講堂に於て盛大なる第二十回起業紀

念式を舉行したが、其席上勤績職工の表彰を行ひ、二十年勤績者十六名、十五年四百八十名、十年二百一名、三年六百六十五名計一千三百六十六名に賞品を授與した。而して此日構内各工場は作業を休止して一般の縦覧を許可したので、各團體學生團體等陸續として入場し其數數萬に達した。

### 勤績鑛夫表彰式

三井鑛山田川鑛業所十年勤績表彰式は、十二月十二日伊田町私立三井小學校講堂で舉行、被表彰者八名に對し夫々賞狀並に銀時計一個を授與した。

## 第五 娛樂施設

### 三菱造船所の職工俱樂部

三菱長崎造船所が職工慰安の目的を以て工費五萬圓を投じ昨年來長崎市東立神町に建築中の第一職工俱樂部は工事竣成、八月廿二日開場式を舉行した。同所は總建坪三百餘坪で階上四十七坪を俱樂部とし階下百二十七坪を浴場とする。浴場は男子

部女子部に分ち午後二時から職工及家族をも自由に入浴せしめる。階上の俱樂部には書籍、碁、將棋等を備へ附けて圖書閱覽室となすと同時に娛樂室に供し一般職工に對する慰安の爲めに催す諸集會、又は講演場にも兼用する。尙將來は特に家庭教師をも聘して職工の家族等に生花裁縫其他の教育を施す爲め特に晝間に限り同俱樂部を開放する豫定であると。而して同所一年間の經費一萬五千圓は職工幸福増進資金の利子で支辨することになつて居る。

### 東洋紡の娛樂室

東洋紡績會社富田工場では、二萬五千圓を投じて構内へ娛樂室の建築工事中であつたが既に完成したので、十一月七日盛んなる落成式を擧げたが席上優良職工の表彰式及び各種の餘興等あつた。

### 大阪市の市民館建設

大阪市では工費二十八萬七千二百三十圓を投じて北區天神橋筋六丁目に五百坪の地を劃して鐵筋混凝土四層樓の市民

館を建設する計畫を立て建築工事は今正に進行中である。それは時々講演會、音樂會等を開催して清新なる趣味智識の普及を圖り、一面市民の共同娛樂場たり又一面集會場たらしめんとする社會的文化機關である。

### 富士紡程ヶ谷工場の盆踊

富士紡績程ヶ谷工場では、遠藤工場長の發案で從來工女間に行はれてゐる盆踊を改良する事となり、文學士小林愛雄氏に依頼して二種の新曲を創作して貰つたので、同工場五千の女工は同氏指導の下に其改造曲を面白く練習し上げ、七月十六日同工場庭園で行はれた盆祭に際し盛なる野外舞踊を行つた。

### 大阪市の労働者懇話會

大阪市役所社會部では、十月一日午後七時から天王寺公會堂に於て今宮、西野田、築港各共同宿泊所並に今宮、京橋、築港埠頭各労働紹介所の労働者の爲めに労働紹介所開設の一週年紀念として、労働者懇話



會を開催した。來會者百餘名、各自に市電往復切符及麵包を配與した。席上労働者の五分間演説あり、尙手品及奇術の餘興があつて十時閉會した。

### 煙草專賣支局の慰安會

淀橋煙草專賣支局では例年の如く九月二十一日鶴見花月園で男女職工二千二十六名の慰安會を催した。淺草支局に於ても同日廿四日二千餘名の女工の慰安の爲め江の島鎌倉へ遠足を試みた。

### 鐵道従業員慰安會

九州本線北部各驛の従業員慰安會は十月廿三日から三日間小倉市常磐座に於て開催し従業員の家族をも請待して、芝居等を觀覽せしめた。

北陸線敦賀驛管下鐵道従業員慰安會は、同じく十月二十九日から三日間敦賀町敦賀座で催された。

鐵道省岡山運輸事務所管内山陽線三石糸崎間及び宇野線従業員慰安會は、十一月三、四、五の三日間岡山劇場で開催された。

鐵道省關西従業員慰安會は、拾一月八日から十一日迄大阪道頓堀角座で開催、十四年以上三十二年間の勤続者の表彰式あり、新作鐵道歌を合唱し餘興として觀劇等があつた。鐵道省静岡運輸事務所管内島田刈谷驛間鐵道従業員慰安會は十一月十日から三日間濱松市歌舞伎座で行はれ、席上勤続者の表彰式あり、又種々の餘興があつた。

### 大阪砲兵工廠職工の弔魂

#### 祭と表彰式と慰安會

大阪砲兵工廠では同廠創立以來五十二年間に於ける廠内死亡職工約一千五百餘名の弔魂祭を十月八日午前八時半から津村別院で執行、導師の誦經、横山提理筑紫兵器局長の祭文朗讀等あつたが、參拜者は遺族七百名の外町田師團長以下來賓、並に工廠職員代表職工等無慮三千數百名に及び非常の盛儀であつた。かくて式後勤続職工表彰に入り四十年以上勤続者三名、三十年以上勤続者三十九名、二十年以上勤続者

二百六十九名に夫々メダル並に賞狀を授與した。午後は同職工の慰安會を企て日給金額を支給し、尙又通券を與へて中央公會堂、天滿座、ルナパーク、樂天地、大橋座花月亭の六ヶ所の餘興見物に歡を盡さしめた。

### 東京市電従業員慰安會

東京市電氣局では、十月十五日の共濟組合評議員會の協議に基き、同月廿日から八日間鶴見花月園で従業員慰安會を催ほし、來會従業員及び家族には京濱電車全線のパス及び折詰辨當、酒、饅頭、石鹼を交付し、餘興としては手踊、大神樂、曲藝、活動寫眞等を各自隨意に觀覽せしめた。而して此經費六萬圓は電氣局及共濟組合に於て負擔した。

### 職工徒弟慰安運動會

仙臺工業會主催第二回職工徒弟慰安運動會は十月十七日宮城野原に於て開催された。午前八時一同縣廳前廣場に集合、各組合各工場は懸賞附の假裝行列に夫々の



趣好を凝らし樂隊を先頭に市中を練り歩いて宮城野原の會場に到着、同所にて懸賞野球議會を初め、自轉車競走、徒歩競走其他二十數番の競技を行ひ非常の盛況裡に午後五時閉會した。

### 名古屋遞信局従業員慰安會

名古屋遞信局では、従業員二千五百餘名を十一月二十、二十一日の兩日に分ち國技館で慰安會を開催、筑前琵琶、劍舞、手踊り喜劇、活動寫眞、曲藝、浪花節、奇術等の餘興を觀覽せしめて慰安の趣旨の徹底に努めた。

### 交換手慰安會

關西日報主催大阪市内電話交換手慰安會は十一月廿八日正午から南の演舞場に開催、招かれた交換手一千名は「面神樂」外數番の餘興に悦に入り、化粧品のお土産に半日を愉快に過して散會、午後六時から引續いて残りの一千名を招待した。

### 東京市社會局の労働者半額觀劇

東京市社會局労働課では労働者慰安の爲め十二月廿九日午後労働課員總出で本所業平橋、吾妻橋、法恩寺橋、深川富川橋相生橋其他労働者の集合地へ、淺草公園觀音劇場半額券(十五錢)二萬枚を撒布し、十二月一日から九日迄入場料の半額で觀劇せしめた。

## 第六 保健設備

### 福岡縣の死傷職工扶助給與の狀況

昨大正八年中に於ける福岡縣各工場の死亡負傷疾病職工扶助の狀況を同縣工場課の發表する所によつて見ると頗る向上の傾向を示して居る。今其の概況を述べれば昨八年中に工場より扶助を受けた男女職工は一萬二千二十一人で之を前年の一萬三千百五十六人に比すれば二千餘人を減じ又職工總數の三萬八千六百三十八人に割當てると二割九分強に相當し前年の三割七分弱よりも其比例に於ても遙かに減少して居る。而もこの扶助料として支拂は

れたるものは總額十二萬六千十七圓に達し前年よりは其人員の減少したにも拘らず約四萬圓の増加となつて居る。思ふに扶助された人員の減少したのは工場の機械、器具其他災害を發生すべき危険の點に對して預防、改善の設備が完成されつゝ、あるのと職工各自の注意熟練との結果であらうし、扶助金額の増加したのは重病重傷の扶助者を出すこと少く、又一面に職工の收入が増加した爲め扶助料の率も又夫に準じて高められたのと又更に醫療費等が比較的 high となつたのに依るのであらう。而して扶助の工場は總工場四百七十四の中八百三十九圓餘に相當し前年五百二十四圓に比して三百圓以上の増額を示して居る。更に扶助を受けた職工の割合に平均すると一人當り十一圓四十四錢で、前年の六圓七十三錢約倍額の増加である。次に業務別に觀ると最も扶助者の多いのは機械器具工場の六割五分、最も少ないのは染職工場の三分強で其他化學工場二割一分弱、飲



食物工場三割六分弱、雜工場八分強、特別  
工場三割四分弱となつてゐるが、男女別に  
觀ると男工は其總數の四割、女工其總數の  
五分が扶助を受けてゐる。尙工場に於て死  
亡せる職工の遺族扶助料を受けた者は昨  
年中二十六件であつて之も前年に比する  
と九件を減じて居る。

### 門司淺野セメント保育所の現状

昨年六月、一萬五千圓の建設費を投じて

設立費を投じて設立した、門司淺野セメン  
ト工場の兒童保育所は設備經營共に間然  
する所なき理想的なものだと云はれてゐ  
るが事實頗る良好の成績を挙げ來り、本年  
七月現在に於ては在籍者は三歳乃至七歳  
の男女兒童百四十名で毎日七十名位の保

育兒童が托されて居る。朝早く辨當持參で  
母親が連れて來て夕方引取つて歸る。其間  
は一名の所長と二名の保母がゐて遊戯や  
躑躅を教へる。工場からは番號の入つたエプ  
ロンを兒童に與へ、一日一人三錢宛の菓子  
代を徴する外何等の料金をも要しないで、  
毎月の經費約二百圓は會社が負擔して居  
る。同所は初めは會社所屬の勞働者の子供  
のみを預つて居たが、現今ではそれ以外の  
者も預るので、同地方の勞働者は大に之を  
徳として居る。

### 職工治療代後拂制

八幡製鐵所では職員職工の便利を計る  
目的を以て、附屬病院治療代後拂制を設け  
七月一日から實施してゐるが、同制は現在  
の職員職工にして、共濟會若くは職工貯金

會に二十五圓以上官舎居住者は三十五圓  
以上の貯金を有する者は、治療代入院代の  
後拂を許可するものである。尙同病院では  
晝勤職工の爲め七月一日から夜間診察を  
開始した。

### 住友の職工病院

大阪住友總本店では、同店經營の住友伸  
銅所、同鑄銅所 同電線製造所の職工一萬  
人及び其家族を收容治療せしむべき大病  
院の新設を重役會で計畫し、昨年夏から約  
五十萬圓を投じ西區正蓮寺河畔に新築工  
事であるが來春開院の豫定である。院長  
職員は既に決定し、治療科目は内科、外科、  
眼科の三部でゆく／＼は職工と其家族の  
みならず社員をも入院せしめ、頗る大規模  
のものとするとの事である。

### 兵庫縣下各工場の保育所及娛樂並に治療設備 (大正八年末現在)

工場	保育所	の設備	娛樂	樂設	備	治療設備
川崎造船所	—	—	—	—	—	醫務局を設け應急手當を爲し入院を要するものは縣立病院其他専門の醫院に入院治療せしむ

川崎造船所葺合工場

株式會社神戸製鋼所

株式會社東出鐵工所

三菱神戸造船所

古河鑛業株式會社尼崎工場

横濱電線製造株式會社  
尼崎工場

播磨造船所

鐘淵紡績株式本社兵庫工場

鐘淵紡績株式會社  
高砂支店工場

同 上洲本支店工場

大日本紡績株式會社尼崎工場

幼稚園を設け幼稚を保育す卒業園児三十名を出し現在男三十七女三十三名を保育中なり

明治三十六年以來保育舎を設け大正三年更に百廿二坪の構舎を建設し満二才以上六才迄を收容し目下二十名を收容あり監督一名保母三名之に従事す

保育所の設備なきも幼児ある者には日給の外に夜勤一日二十五錢盡一日二十錢を支給せり

幼稚園を設け三才以上六才迄を收容保育す又滿三才迄の幼児を有する者にして他に預くるものには幼児保育補助料を支給す

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

無料保育所を有し成績良好なり

毎年創立紀念日に當日の質銀を支給し園遊會をなす

毎年數回職工を慰安する爲め觀劇又は運動會を行ふ

基盤、將棋盤及新聞、雜誌、小説等を設備す

集會所に基盤將棋を備ふ

定設的のものなしと雖春秋二回職工及家族の爲に慰安會を行ふ

二百二十六坪の洋風大娯樂堂を有し二千名を收容す外に食堂、舞臺設備を有す其他樂器、遊戲用諸器を備へ尙撞球臺、基將棋盤、謠、尺八、圖書等を備ふ

百六十疊の廣間を之に兄て毎月二三回催物をなす通勤者の爲には町内劇場にて月一二回催物をなす

右同上

右同上

右同上

右同上

醫務室を設け醫師二名及助手數名を置き職工等の病氣負傷は勿論其の家族にも施療し尙重傷の場合は縣立病院に入らしむ

醫務所を設け専任醫師を置き治療せしめ入院を要するものは市内病院に入らしむ

病院を設け各科の専門醫を置き職工及其の家族にも施療し成績極めて良好なり職工場内各所に消毒劑を備へ其の使用を自由にせり

假繻帶所及イヒチホール、石炭酸水沃丁、硼酸軟膏等を常備し醫療を受くる迄の手當に更ならしむ成績良好

醫療所を設け醫師四名、藥劑氏一名、助手、看護婦、產婆等十名を置き傷病者の治療に従事せしむ

宏大なる病院を設けて内外科、婦人科、齒科及細菌研究所、藥局、試驗室等夫々完成せり患者用ベット二百外に傳染病室數ヶ所を有せり

病院を設け醫師六名、藥劑師二名、看護婦十名之に従事し職工及其の家族の施療をなす

完全なる病院及治療所を設け従業員の診察を爲す

病院を設備し成績良好なり

病院を設備し成績良好なり

病院を設備し成績良好なり



同 上明石工場

福島紡績株式會社飾磨工場

關西紡績株式會社製工場

福島紡績株式會社姫路工場

大阪合同紡績株式會社  
神崎支店工場

日出紡績株式會社姫路工場

⑥組 姫路製絲所

片倉組 姫路製絲所

郡是製絲株式會社山崎工場

同 上 城崎工場

同 上 八鹿工場

同 上 竹田工場

小口組和田山製糸所

社宅三戸を之に充て子守を置き職工の幼兒を世話しつゝあるも成績不良  
保育所の設備あり子守をして保育に當らしむるより遂に優良なりと

各種の運動員及婦女子に關する雑誌を備へ或は時々餘興を觀覽せしめ時々精神涵養の爲知名の士の講話を開く

佛間及娛樂室を設け時々講師及僧侶を招き講演せしめて精神修養に資す其他演劇活動寫眞浪花節をなす

寄宿舎に娛樂室を設け芝居其他の簡易興行をなし慰安に努む

講話室には各種の雜誌新聞等を備へ自由に閲讀せしむ其他花園を設け自發的に花卉の栽培をなさしむ

娛樂場を設け時々各種の興行を催し慰安に努む

娛樂場の設備あり

講堂を設け修養と娛樂との機關とす其他圖書、テニス、ピンポン、輪拔等の娯樂用器具を備ふ

婦女子に關する書籍雜誌等を回讀せしめ時々娛樂會を話會等をなす

蘭受付場の一部に娛樂場を設け興行をなし又は茶話會等をなす

寮舎の一部を娛樂室に充て雑誌其他の參考書を存置す

芝居、浪花節等をなす

講堂を娛樂室に充て時々演劇、講談、浪花節、活動寫眞等を催す

約百坪の病院及五十坪の隔離室を有し醫員三名、看護婦四名、附添二各を置き無料診察治療す

病院には専任醫師に看護婦四名を附隨せしめ無料にて職工及其の家族を診察治療せしむ尙隔離室、消毒室等を設く

囑託醫を置く

醫局及病室を設備し専任醫師及看護婦三名を置き診察治療に従事せしむ

病院には醫師數名、看護婦十名を置き診察治療せしむ

醫局及病院の設備あり成績極めて良好なり

病室を設け傷病者の部を收容し得

病院を設置し一般職工の傷病を診察治療す

普通の病舎、隔離病舎を設け囑託醫師及専任看護婦をして治療に従事せしむ

囑託醫二名、看護婦二名を常置す、普通病舎、隔離病舎消毒場等あり

醫療舎を設け囑託醫一名及看護婦をして治療せしむ

病室を設け囑託醫の診察を受けしめ看護婦を附す

病舎を設置し囑託醫に來診治療せしむ傳染病は隔離室に收容す

福利増進施設

長谷川織布工場

日本綿布株式會社

高井織物株式會社

日本毛織株式會社姫路工場

姫路莫大小株式會社

三菱製紙株式會社高砂工場

合名會社鈴木商店

製油所兵庫工場

合名會社鈴木商店

製油所鳴尾工場

日本時計硝子製造株式會社

幼児預所を設け職工の幼児を無料にて預入し成績良好なり

春秋二回慰安會を催す

時々講談、浪花節、芝居等をなす

食堂を娯樂場に充て時々興行を催し慰安す

平家建七十六坪の娯樂場を有し毎月二回教育家を招き講話を受けしむ

寄宿舎の一部を娯樂室に充て娯樂用器を備ふ

無料浴場を設け其の階上を娯樂室とし一の五百名を入る月一回餘興を行ふ

特記すべき設備なきも觀劇會を催ふし職工全部を招待す

集會所に新聞、雜誌、碁將棋盤を備へ毎月一回講話及演藝會をなす

ビンボン、蓄音機、雜誌、カルタ、碁、將棋盤等を備ふ

普通病舎及傳染病舎を設置し囑託醫を置く  
設備あり

病院(百三十一坪)を設置し醫師三名看護婦三名を置き治療に従事せしむ

醫務室を設け毎日一回社醫出張診察す重患者は赤十字病院に入る

醫局を設け職工及同家族を診察す

應急材料を設備し囑託醫に診察せしむ

診療室を設け隔日に囑託醫出張す

囑託醫に依る

以上は兵庫縣下各工場中比較的之等設備の見るべきもののみを挙げたのであつて其他は特に之を紹介するに足らないが故に之を略す。

附 録

大阪府下諸工場の福利増進設備状況

進設備状況

大正八年末大阪府下に於て百名以上の

職工を使用せる工場は二百八十一ヶ所に

育問題」編の中に於て取扱つてゐるから茲

付き、各種福利増進設備の状況を見るに左

總額七百五十萬圓に上つて居る。

事業主に於て一ヶ年間に支出した費用は、

二五九其他四一であつて、此等設備に對し

層設備二〇四、教化設備二〇六、慰安設備

獎勵並に金融諸關の設備二二七、安慰及芝

一、保健設備四六三、貯金、送金、保險の

の如く物質供給設備二〇一、居住設備二五



福利増進施設	區分										計
	職工數	工場數	織染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	貯蓄及金融設備	出する經費年額	
安價食堂			五九	二四	一九	一一	一五	七九			
消費組合			四	七	七	二	一	八			
日用品供給			五六	七	八	二	一	七			
其他			一七	六	七	二	一	三			
小計			一三六	一九六	二五八	四二二	一〇一	二二			
工場主に於て支出する經費年額			三、〇〇九、九〇二	六八、三七八	一〇一、九二二	九三、六一七	四、五五〇	六一、二〇〇			
住宅設備											
社宅			五九	一八	一九	一	六	二			
寄宿舎			八五	三八	一五	四	二	七			
其他			一六	三	四	一	二	七			
小計			一六〇	二九三	三八四	四三	一五	二七			
工場主に於て支出する經費年額			一、七三八、四〇一	七三、八五六	九六、二七二	二一、七〇〇	三六、八七二	一七、二七三			
保健設備											
浴場			九三	二三	三二	四	一三	一二			
運動場			二九	六	二	一	四	三			
醫院			三二	一〇	四	一	三	七			
病室			二三	一〇	四	一	三	七			
托醫院			四六	三九	四九	四	一八	六			
小計			二三二	七八	八九	九	三八	二八			
工場主に於て支出する經費年額			七二七、二七五	一八一、七三〇	四八、六四九	一三、〇四〇	三五、一〇〇	五九、八〇五			
貯蓄及金融設備											
取扱			六九	二一	二八	五	一四	七			
送金取扱			四〇	二	二	一	一	一			
保險獎勵			八	七	五	一	二	三			
計			一、〇六五、六〇〇	一、〇六五、六〇〇	一、〇六五、六〇〇	一、〇六五、六〇〇	一、〇六五、六〇〇	一、〇六五、六〇〇			

福利増進施設

一九三

金融相談所	其他	小計	工場主に於て支出する経費年額	救済及生済設備	共済會	病疾及老衰者の保護設備	其他	小計	工場主に於て支出する経費年額	教化設備	私立學校	講習會等	宗教學術等修養上の講話	圖書館其他の讀書普及設備	學習補助	其他	小計	工場主に於て支出する経費年額	慰安設備	娛樂設備	旅行及演藝會等俱樂部等設置	其他	小計	工場主に於て支出する経費年額	其他の福利設備
二	六	一二五	八四、六七〇	二七	五〇	四	八一	二六二、二三六	三四	一三	六七	三七	三七	三七	一八	二〇六	一〇一、七六九	三四	九三	一三	一	一四一	二五八、八六七		
一	二	三二	四、〇六七	一八	二一	一	四〇	四八、五六八	二四	二四	八	四	二	二	二	二二	一七、〇〇〇	一	三八	二	四一	九、四七五			
一	一	三六	七、三九四	一四	二三	四	四一	一六、八三〇	一	三	二	九	九	八	四一	七、五五七	四	三〇	一	一	三六	七二、六六二			
一	一	六一	一、一五〇	三	二	一	五	六、二五〇	一	一	三	一	一	一	六	一、八一〇	二	一	一	一	一	六、〇八〇			
一	二	一八	六、二一一	七	八	三	一八	一二、八四六	一	一	七	四	四	六	四	二	二、八八一	一	二	二	二	二	四三、五三三		
一	一	一〇	五七〇	七	九	三	一九	九、三五九	一	一	三	四	三	四	一	一、六一五	一	一〇	一	一	一	二二、二八二			
二	二	二二七	一〇四、〇六二	七六	一三	一	二〇	三五六、〇八五	三九	〇〇	一〇	五九	五九	五	三	三〇六	一三二、六三二	四一	一九五	一八	一	二五九	四一三、八九七		



托 兒 所  
 人 事 相 談 所  
 其 他 の 福 利 增 進 所  
 設 備  
 小 工 場 主 に 於 て 支 計  
 工 場 主 に 於 て 支 計  
 出 給 費 年 額  
 福 利 設 備 總 數  
 工 場 主 に 於 て 支 出  
 工 場 主 に 於 て 支 出  
 工 場 主 に 於 て 支 出  
 工 場 主 に 於 て 支 出

六、二八五、三一九	一〇三、一九九	三三	二一	三三〇
四〇三、一一七	二六五	四三	四	四一
三六〇、九三六	九、六五〇	三〇七	三	二一
五三、六四七	四〇			
二三一、九九三	一四六			
一七三、〇九九	八九			
七、五〇八、一一一	一一一、八九二	一、九五二	四一	一三
				一八〇

(大阪府警察研究會編「労働問題概況」第二輯)